

第 52 期平成 29 年度第 4 回香川地方最低賃金審議会議事録

平成 29 年 8 月 4 (金)

於：香川労働局第 1 会議室

出席者 公益側 東、佐川、柴田、高塚、松浦
 労働者側 楠本、瀧、土田、中村、福家良
 使用者側 安部、綾田、友國、濱田、福家正

議 題 (1) 香川県最低賃金の改正決定について
 (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び
 特定最低賃金改正決定について (諮問)
 (3) その他

【賃金室長】 まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

- ・香川県最低賃金の改正決定に関する報告書(写)
 - ・香川県最低賃金の改正決定について(答申)(写)
 - ・最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)(写)
- となっております。

不備はございませんでしょうか。

(各委員より「なし」の声あり)

【賃金室長】 第 4 回香川地方最低賃金審議会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は全員出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは松浦会長、議事の進行をお願いいたします。

【松浦会長】 ただ今より、第 4 回香川地方最低賃金審議会を開催

いたします。

本年度の香川県最低賃金の改正につきましては、本日の本審の前に開催しました専門部会において、全会一致の結論をもって局長へ答申することができました。

県最賃の審議におきましては、慎重な審議が行われ、労使双方が互いの立場を理解し、労使会議まで開催していただき全会一致の結論を出すことができました。

本当に、有難うございました。

今後の特定最低賃金に係る審議につきましても、「全会一致」を念頭において、スムーズな専門部会の運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いする次第です。

それでは、議題1の「香川県最低賃金の改正決定について」に入ります。

これまでの経過について、事務局、説明をお願いします。

【賃金室長】 香川県最低賃金の改正につきましては、会長がおっしゃいましたように、専門部会におきまして、全会一致で結審されました。

そこで、予めご承認をいただいております「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」との最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、局長へ答申をいただいたところです。

香川県最低賃金の改正決定に関する報告書の写しと答申文の写しを配付いたしておりますが、報告書及び答申文については同じ内容でございますので、答申文について読み上げてご説明いたします。

平成29年8月4日 香川労働局長 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治

香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成29年7月3日付け香労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータで比較したところ、平成 27 年 10 月 1 日発効の香川県最低賃金（時間額 719 円）は、平成 27 年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

別紙 1

香川県最低賃金 1 適用する地域 香川県の区域 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1 時間 766 円 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 6 効力発効の日 平成 29 年 10 月 1 日 指定日発効とする

別紙 2

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金 (1) 件名 香川県最低賃金 (2) 最低賃金額 時間額 719 円 (3) 発効日 平成 27 年 10 月 1 日 2 生活保護 (1) 比較対象者 12～19 歳・単身世帯者 (2) 対象年度 平成 27 年度 (3) 生活保護水準（平成 27 年度） 生活扶助基準（第 1 類費+第 2 類費+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517 円）。 3 生活保護に係る施策との整合性について 上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 箇月換算額(註)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1 箇月換算額

719 円（香川県最低賃金）×173.8（1 箇月平均法定労働時間数）×0.832（可処分所得の総所得に対する比率）＝103,969 円

以上でございます。

次に答申後の事務手続についてご説明いたします。

異議申出公示 平成 29 年 8 月 4 日

異議申出締切日 平成 29 年 8 月 21 日

官報公示予定日 平成 29 年 8 月 31 日

発効日（指定） 平成 29 年 10 月 1 日の予定でございます。

なお、8 月 21 日までに異議申出がなされた場合につきましては、本審を 8 月 22 日（火）午前 10 時 30 分から開催して、当該異議申出についてのご審議をいただく予定としております。

以上でございます。

【松浦会長】 ありがとうございます。

それでは、議題 2 の「特定最低賃金改正決定の必要性の有無の答申及び特定最低賃金改正決定について（諮問）」に入ります。

事務局、説明をお願いします。

【賃金室長】 本件につきましては、8 月 1 日の第 3 回本審におきまして、局長から「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただき、その後開催しました運営小委員会に付託して審議をしていただいたところですが、その結果がお手元の資料のとおり取りまとめられておりますのでご報告申し上げます。

【賃金指導官】 それでは報告文を読み上げます。

平成 29 年 8 月 1 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会運営小委員会 委員長 松浦 明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当運営小委員会は、平成 29 年 8 月 1 日香川地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、下記の結論に達したので報告する。

なお。本件の審議に当たった運営小委員会の委員は、別紙のとおり

りである。

記

- 1 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 3 香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。
- 4 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認める。

別紙

公益代表委員 東 圭介 柴田潤子 松浦明治 労働者代表委員 楠本敏久 中村 亨 福家良一 使用者代表委員 安部忠之 濱田 徹 福家正一

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の報告文について、ご承認いただけますか。
(各委員より「異議なし」の声あり)

【松浦会長】 運営小委員会報告についてご承認いただきましたので、この内容で本審議会から局長あてに答申することといたします。
それでは、事務局、答申文（案）をお配りして下さい。

(事務局より答申文（案）配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。
それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金指導官】 それでは答申文（案）を読み上げます。

平成 29 年 8 月 4 日

香川労働局長 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 1 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のと通りの結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の答申文（案）についてご異議ございませんでしょうか。

（各委員より「異議なし」の声あり）

【松浦会長】 それでは、この内容により、局長に答申します。

（会長から局長へ答申文手交）

【辻労働局長】 ただ今は、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきまして、運営小委員会でのご審議を経て、速やかな答申をいただき誠にありがとうございました。

この答申を尊重しまして、特定最低賃金額の改正のご審議をお願いする「改正決定」の諮問をさせていただきたいと存じます。

これら 4 業種に係る特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願い申し上げます。

（局長から会長に改正決定諮問文を手交）

【松浦会長】 事務局は諮問文（写）を皆さんにお配りして下さい。

(事務局より諮問文(写)配付)

【松浦会長】 皆さんお手元に行き渡ったでしょうか。

それでは、事務局で読み上げてください。

【賃金指導官】 それでは諮問文を読み上げます。

香労発基 0804 第 2 号 平成 29 年 8 月 4 日

香川地方最低賃金審議会 会長 松浦 明治 殿

香川労働局長 辻 知之

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

○ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 3 号)

○ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)

○ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)

○ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)

以上でございます。

【松浦会長】 ただ今の諮問に対し、何かご質問等はありませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、4 つの業種の特定最低賃金について、改正決定の諮問を受けることとします。

この審議に当たっては、専門部会を設置し審議することとなりますが、事務局、このことに関して説明をお願いいたします。

【賃金室長】 本日、4つの特定最低賃金の改正決定についての諮問を行いましたので、最低賃金法第25条2項に基づき、それぞれの専門部会を設置することになります。

そこで、本日、最低賃金審議会令第6条第4項に基づき、4つの専門部会の委員の推薦公示をいたします。

専門部会の委員については、推薦の締切りを8月21(月)とし、8月25日(金)を目途に任命予定とさせていただきます。

委員の任命は、各専門部会とも、労使それぞれ3名ずつとし、昭和61年2月14日の中賃答申で示された運用方針(1(3)ロ)に基づき、3名のうち少なくとも2名につきましては、関係する産業の代表の方をお願いするということになります。

また、本日、最低賃金法第25条第5項及び同法施行規則第11条第1項に基づき、関係労使の意見聴取の公示を行います。

意見を記載した文書の提出につきましては、9月1(金)までにお願ひできればと思います。

意見聴取につきましては、従来から、参考人の意見書による聴取としているところでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

【松浦会長】 今説明がありましたように、4つの特定最低賃金について専門部会を設置するという事、各専門部会の委員の推薦は8月21日(月)までに、関係労使の意見書の提出については9月1日(金)までにしていただくということ、そして、参考人の意見聴取方法については、従来どおり意見書の提出によるということですが、よろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、4つの業種について、各専門部会を設置して審議をすることといたします。

また、各専門部会での参考人意見聴取は、意見書の提出によることといたします。

次に、議題の（３）「その他」に入ります。何かございますか。

【福家良一委員】 専門部会の中で周知活動についてご提案させていただきました。今年の最低賃金につきましても、労使そして公益の先生方のアドバイスをいただきながら、真摯に話し合った結果の最低賃金であります。

この最低賃金を県内の企業、労働者へ周知するというのを、私共審議会委員としても取り組んでいきたいと思っていますので、委員の皆さんのご同意が得られれば、そして可能な方だけでもということで、街頭等での周知活動をぜひ労働局にもご協力いただいて行いたいと思っていますので、ご同意をいただけたらと思います。

【松浦会長】 このご提案について使用者側ご意見はありますか。

【福家正一委員】 広報周知は非常に重要なことだと思っていますので、使用者側としても参加できる範囲で協力させていただきます。

【松浦会長】 公益側といたしましても、ぜひとも周知活動に参加したいと思います。また、事務局の方もご協力をよろしく願います。あと、事務局で何かありますか。

【賃金室長】 特定最低賃金の各専門部会の委員の任命が出来次第、メール等にて各専門部会の日程調整をさせていただきます。

第１回目の専門部会につきましては、９月２５日以降から予定しています。

また、「最低賃金の審議の進め方等」により、特定最低賃金の効力発生日については、平成２９年１２月１５日を努力目標とするとされておりますので、各専門部会での答申は１０月１６日（月）までをお願いすることとなります。

また、本日の異議申出公示の異議申出があった場合は、８月２２日（火）午前１０時３０分から異議審を開催して、当該異議申出についてのご審議を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、このあと特定最低賃金専門部会の公益委員の任命について協議をお願いいたしますので、公益委員の方は残っていただくようお願い

いたします。

それでは、局長からご挨拶申し上げます。

【辻労働局長】 審議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

香川県最低賃金については、7月3日の本審議会において、改正諮問を行い、7月24日には関係者からの意見聴取、8月1日には中賃の目安伝達を行い、更に、専門部会については、本日までに4回開催し、ご審議をいただきました。

本年度の調査審議におきましては、平成29年3月の「働き方改革実行計画」に配意しつつ、非正規労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視し、また、県内の、春季賃上げ妥結状況等の各種の指標、厳しい中小企業の状況、影響率については高まってきたこと等、諸般の事情を総合的に勘案して、更には、中央最低賃金審議会の公益委員見解についても十分に参酌されて、大変、真摯にご議論を尽くしていただいたと承知しております。

公益の先生方の粘り強い調整と、労使各側委員のご決断によって、本日742円を24円引き上げる766円にて、2年ぶりに、全会一致の結審による答申をいただくことができました。委員の皆様へ、深く感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今後は、答申の内容に関する異議申出等の手続を経たのち、速やかに、本年度の香川県最低賃金を決定したいと考えております。

また、先ほどご提案のありました周知活動につきましても、皆様のご協力を得ながら万全を尽くしたいと思っております。

本日は、これに加えまして、4業種の特定最低賃金について、「改正決定の必要性あり」との答申をいただきました。このことを踏まえて、金額改正の審議をお願いしたところです。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されるものでありますから、その金額改正については全会一致が、より強く求められるものであります。

是非とも、全会一致での結審に至りますよう、関係労使のご努力をお願い申し上げ、審議会の閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

【松浦会長】　ありがとうございました。それでは、これを持ちまして第4回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

――了――